

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成二十七年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第六十条の二から第六十条の四までの規定による計算の例によらないものとする。 (第三十二条、第三百十三条関係)

2 地方団体に対する個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税制について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成二十八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から控除する特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の百分の二十に相当する金額を限度とすること。(第三十七条の二、第三百十四条の七関係)

(二) 平成二十七年四月一日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、次に定めるところにより、個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。(附則第七条、第七条の二、第七条の三関係)

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができること。

(2) (1)の求めを受けた地方団体は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所所在地の

市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこと。

(3) (2)の申告特例通知書の送付があつた場合、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の道府県民税及び市町村民税から税額控除すること。

(4) 個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書の提出を行った者又は五を超える地方団体の長に対して(1)の求めを行った者等については、適用対象から除かれること。

3 内部取引に係る課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとする。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする。なお、国税庁長官は、所得割の納税義務者が相互協議の申立てをした場合等には、当該所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知すること

すること。（第四十四条の二、第三百二十一条の七の十二、第三百二十一条の七の十三関係）

4 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る道府県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とする事。（第七十一条の三十一関係）

5 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十一年まで延長すること。（附則第五条の四の二、第四十五条関係）

6 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成二十八年四月一日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があつたものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。（附則第三十三条の二の二、第三十五条の三の四関係）

(二) 平成二十九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、未成年者口座内の

少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。（附則第三十五条の三の三関係）

7 法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずること。

（第二十三条、第五十二条、第二百九十二条、第三百十二条関係）

（一） 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。

（二） 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずること。

8 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

9 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずること。（附則第八条関係）

条関係）

二 事業税

- 1 法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずること。（第七十二条の二十一関係）
- 2 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第七十二条の二十三関係）
- 3 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずること。（第七十二条の二十四の七関係）
 - (一) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすること。

付加価値割	資本割	所得割
		<p>所得のうち年四百万円以下の金額</p> <p>百分の三・一 （現行 百分の三・八）</p>

百分の〇・七二 (現行 百分の 〇・四八)	百分の〇・三 (現行 百分 の〇・二)	所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の四・六 (現行 百分 の五・五)
		所得のうち年八百万円を超える金額	百分の六 (現行 百分 の七・二)

(二) 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとする。

百分の〇・九六	百分の〇・四	所得割	
		所得のうち年四百万円以下の金額	百分の二・五
		所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の三・七
		所得のうち年八百万円を超える金額	百分の四・八

4 内部取引に係る課税の特例について、本特例による更正決定を受けた事業を行う個人が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る事業税の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとする。また、徴収の猶予をした事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする。なお、国税庁長官は、当該個人が相互協議の申立てをした場合等には、当該個人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知し、通知を受けた道府県知事は関係道府県知事に通知することとする。

(第七十二条の五十七の二、第七十二条の五十七の三関係)

5 付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」という。）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であり、かつ、次の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

(一) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

(二) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

6 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

7 3 (一)に伴い、資本金一億円超の普通法人のうち平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十七年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億

円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。（改正法附則第八条関係）

8 3 (二)に伴い、資本金一億円超の普通法人のうち平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。（改正法附則第九条関係）

三 地方消費税

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕

入れを行った事業者に納税義務を課する等所要の措置を講ずること。（第七十二条の七十八、第七十二条の七十九、第七十二条の八十、第七十二条の八十一、第七十二条の八十四、第七十二条の九十四、附則第九条の三の二関係）

四 不動産取得税

- 1 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）
- 2 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）
- 3 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第七十三条の十四関係）
- 4 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分

の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第七十三条の十四関係）

5 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第七十三条の十四関係）

6 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第七十三条の十四関係）

7 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成二十九年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（附則第十一条の四関係）

8 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、そ

の対象に森林保険業務の用に供する不動産を追加すること。（第七十三条の四関係）

9 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とした上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあつては、価格から控除する額を当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。

（附則第十一条関係）

10 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保

険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(三) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(四) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取

得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(九) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十一) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条関係)

(㉓) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則四%)を三%とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の二関係)

(㉔) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(㉕) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(㉖) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の五関係)

(㉗) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが相当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九

年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十一条の二関係）

- 11 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の二分の一に相当する額とした上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

五 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

- 1 紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例を廃止した上、以下の措置を講ずること。（附則第十二条の二、第三十条の二、改正法附則第十二条、第二十条関係）

(一) 次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。

- (1) 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
- (2) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
- (3) 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

(二) 次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。

(1) 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき二千九百二十五円

(2) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき三千三百五十五円

(3) 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき四千円

2 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。(改正法附則第十二条、第二十条関係)

六 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 電気自動車

- (二) 天然ガス自動車のうち、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの
- (三) プラグインハイブリッド自動車
- (四) 次に掲げるガソリン自動車
 - (1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - ア 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつ

て平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(五) 次に掲げる軽油自動車

(1) 乗用車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一

日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特

例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び

粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(二) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超

えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

6 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（6において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

(一) 次に掲げる自動車について、取得価額から四十五万円を控除すること。

(1) 電気自動車

(2) 1(二)の天然ガス自動車

(3) プラグインハイブリッド自動車

(4) 1(四)のガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準

エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

(6) 1(五)(1)の軽油自動車

(7) 1(五)(3)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(二) 次に掲げる自動車について、取得価額から三十五万円を控除すること。

(1) 2(一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 2 (二)(3)又は(4)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(三) 次に掲げる自動車について、取得価額から二十五万円を控除すること。

(1) 3 (一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

(3) 3 (二)(3)又は(4)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(四) 次に掲げる自動車について、取得価額から十五万円を控除すること。

(1) 4 (一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

(3) 4 (二)(3)又は(4)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(五) 次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除すること。

(1) 5のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平

成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

7 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準

の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

8 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

9 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバー

サルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（四）に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

（一） 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

（二） 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）

以下同じ。)であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(三) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(四) 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

11 10 (四)に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年

三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備える

もので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（五）に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

（一） 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

（二） 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

（三） 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適

用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(四) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(五) 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであって、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

七 軽油引取税

1 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定に

より設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

2 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとする。 （附則第十二条の二の七関係）

八 固定資産税及び都市計画税

1 平成二十七年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額

とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とする。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十七条、第十八条、第十八条の三、

第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の三、第二十七條の五、第二十八條關係）

(二) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条關係）

(三) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条關係）

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。(附則第十九条、第二十条関係)

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額(以下「市街化区域農地調整税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化

区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。

(附則第十九条の四、第二十七条の二関係)

(六) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条、第二十七条の四、第二十七条の五関係)

(七) 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額(前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(六)又は(七)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額)に百分の百十以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、第二十七条の五関係)

2 平成二十八年度分又は平成二十九年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第十七条の二、第十九条の二、第二十二条関係）

3 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。（第三百四十八条関係）

4 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずること。（第三百四十九条の三関係）

5 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産

税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずること。（第三百四十九条の三関係）

6 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずること。（第三百四十九条の三関係）

7 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置を講ずること。（第三百四十九条の三関係）

8 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が一定の業務の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の三分の一、その後五年度間は価格の三分の二とする特例措置を講ずること。（第三百四十九条の三関係）

9 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付け

を受けて平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の三分の二とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

10 独立行政法人医薬基盤研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、非課税措置の対象となる法人名を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所とした上、その対象に独立行政法人国立健康・栄養研究所から承継された業務の用に供する固定資産を追加すること。（第三百四十八条関係）

11 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する固定資産を追加すること。（第三百四十八条関係）

12 新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象路線に北海道新幹線を加えること。（第三百四十九条の三関係）

13 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該施設の所有者から、一定の書類を添付して、市町村

に申告がされた場合に限り、適用することとした上、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

- 14 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（特定都市再生緊急整備地域にあつては、二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

- 15 津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その管理協定の締結期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅

に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の五年度間は三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとした上、その対象資産の新築期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

17 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(二) 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 公害防止用設備（下水道除害施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資

産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十一年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十九年まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十) 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十一) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十二) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三

十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(四) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十八年度分まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に

係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その管理協定の締結期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(八) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(十) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二十九年三月三十一日まで

延長すること。（附則第十五条の八関係）

18 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により所有者等に勧告がされた同法に規定する特定空家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外すること。（第三百四十九条の三の二関係）

(二) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に係る一定の設備要件を加えた上、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域を改正水防法に規定する洪水浸水想定区域とすること。（附則第十五条関係）

(四) 特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係

る固定資産税の減額措置について、貸家住宅に係る減額割合を新築後二年度間は三分の二減額、その後三年度間は二分の一減額、その敷地に係る減額割合を新築後三年度間は十二分の一減額することとした上、その対象住宅の新築期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

19 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を課さないものとする等の特例措置を廃止すること。（附則第五十五条関係）

九 軽自動車税

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成二十八年度に次の特例措置を講ずること。（附則第三十条関係）

1 電気軽自動車及び平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

2 ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(一) 基準エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(二) 基準エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

3 ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車（2の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

(一) 基準エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(二) 基準エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

十 狩猟税

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずること。（附則第三十二条関係）

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずること。（附則第三十二条関係）

3 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二

十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずること。（附則第三十二条の二関係）

4 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずること。（附則第三十二条の二関係）

十一 事業所税

児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずること。（第七百一条の三十四関係）

十二 その他

1 総則に定める徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととする。

(一) 納付方法の見直し

地方団体の長は、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとする。 （第十五条関係）

(二) 申請手続等の整備

徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付（災害等による徴収の猶予の場合で提出が困難であると当該地方団体の長が認めるときを除く。）し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行うこと。 （第十五条の二関係）

(三) 取消事由の追加

徴収の猶予の取消事由について、次の事由を追加すること。(第十五条の三関係)

(1) 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき(地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

(2) 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき(新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

(3) 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

(4) 他の取消事由に類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

2 換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととする。

(一) 職権による換価の猶予の手續等の整備(第十五条の五の二関係)

地方団体の長は、職権による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合において、

必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができることとする。

(二) 申請による換価の猶予制度の創設（第十五条の六関係）

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとする。ただし、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（猶予申請中及び一定の猶予中のものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、

適用しないことができることとする。

(三) 職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る納付方法、猶予の通知、猶予の不許可事由及び取消事由について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこと。また、申請による換価の猶予について、申請に係る補正の手續等につき徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこと。(第十五条の五、第十五条の五の二、第十五条の五の三、第十五条の六、第十五条の六の二、第十五条の六の三関係)

3 担保の徴取を不要とする場合について、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がある場合として当該地方団体の条例で定める場合とすること。(第十六条関係)

4 所得税の更正(更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限る。)又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に係る還付加算金の計算期間の始期について、当該賦課決定の基因となった所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日と

すること。（第十七条の四関係）

5 期限後に申告書が提出された場合において、期限内に申告書を提出する意思があつたと認められるものにつき不申告加算金を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を、法定の申告書の提出期限から一月以内（現行二週間以内）とすること。（第七十一条の十四、第七十一条の三十五、第七十一条の五十五、第七十二条の四十六、第七十四条の二十三、第九十条、第三百十二条、第四百四十四条の四十七、第二百七十八条、第三百二十八条の十一、第四百八十三条、第五百三十六條、第六百九条、第六百八十八条、第七百一条の十二、第七百一条の六十一、第七百二十一条、第七百三十三条の十八関係）

6 納税義務者について税務代理人が数人ある場合の総務省の職員が行う調査の事前通知について、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表となる税務代理人を定めるときは、総務省の職員が行うこれらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとする。（第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第四百四十四条の三十八の二、第三百九十六条の二関係）

第二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に関する事項

1 消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成二十九年度から十九・五パーセント（消費税率換算一・五二パーセント）とすること。（第四条関係）

(二) (一)の施行期日を平成二十九年四月一日とすること。（附則第一条関係）

2 地方消費税の税率の七十八分の二十二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げ等の施行期日を平成二十九年四月一日とすること。（附則第一条関係）

3 附則第十九条第三項（景気判断条項）を削除すること。（附則第十九条関係）

第三 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

平成二十七年分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、平成二十八年度分の軽自動車税から適用することとすること。（平成二十六年改正法附則第一条、

第十三条関係）

第四 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

平成二十八年度から平成三十年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。

(附則第十四項関係)

第五 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずること。(第二条、第九条、第十条関係)

1 資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすること。

(一) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事

業税

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・六(現行百分の二・二)
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の二・三(現行百分の三・二)
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の三・一(現行百分の四・三)

(二) 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・九
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の一・四
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一・九

2 1に伴い、地方法人特別税について、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を次のとおりとすること。

(一) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税 百分の九十三・五（現行百分の六十七・四）

(二) 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税 百分の百五十二・六

第六 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第二の1(二)及び第三の改正は公布の日から、第一の十の2の改正は平成二十七年五月二十九日か

ら、第一の十二の6の改正は平成二十七年七月一日から、第一の三の改正は平成二十七年十月一日から、第一の一の1、4及び6(一)の改正は平成二十八年一月一日から、第一の二の3(二)及び8、第一の五、第一の十二の1から3まで並びに第五の1(二)及び2(二)の改正は平成二十八年四月一日から、第一の一の6(二)の改正は平成二十九年一月一日から、第一の一の8及び第一の二の2の改正は平成二十九年四月一日から、第一の一の3及び第一の二の4の改正は平成三十年一月一日から、第一の八の18(一)の改正は空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する日から、第一の八の18(三)の改正は水防法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の9の改正は地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の6の改正は電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十七年四月一日から施行すること。